

町田市指導監査基準（看護小規模多機能型居宅介護）

○根拠法令

「法」＝介護保険法（平成9年11月7日法律第123号）

「市条例」＝町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第53号）

「解釈通知」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月3日 老計発第0331004号 老老発第03311017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

「報酬告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する看護小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものとなっているか。</p>	法第78条の3第1項 市条例第190条 解釈通知第3の8の1	C
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防看護小規模多機能型居宅介護事業所（(6)において「サテライト型指定介護予防看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテ</p>	法第78条の4第1項、第2項 市条例第191条第1項、第2項 解釈通知第3の8の2(1)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。(6)において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上となっているか。ただし、利用者の数は前年度の平均値として、新規に指定を受ける場合は推定数による。</p> <p>(2) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。</p> <p>(3) 介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっているか。</p> <p>(4) 介護従業者のうち常勤換算で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師であるか。 ただし、指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(5) (1)の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員であるか。</p> <p>(6) 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(条例第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。))の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通</p>	<p>市条例第191条第3項</p> <p>市条例第191条第3項</p> <p>市条例第191条第4項 市条例第191条第14項</p> <p>市条例第191条第5項</p> <p>市条例第191条第6項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、(1)の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。） オ 介護医療院</p> <p>(8) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができるものとする。</p> <p>(9) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができるものとする。</p> <p>(10) (4)の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上としているか。</p> <p>(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。ただし、当該介護</p>	<p>市条例第191条第7項</p> <p>市条例第191条第8項</p> <p>市条例第191条第9項</p> <p>市条例第191条第10項</p> <p>市条例第191条第11項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する(7)ア～オに掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(12) (8)の介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者(以下「研修修了者」という。)であるか。ただし、利用者の処遇に支障のない場合は管理者との兼務もできるものとする。</p> <p>(13) (11)の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができるものとする。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>(3) (1)の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているもの又は医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師若しくは看護師であるか。</p> <p>3 代表者</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わ</p>	<p>市条例第191条第12項</p> <p>市条例第191条第13項</p> <p>市条例第192条第1項 解釈通知第3の8の2(2)</p> <p>市条例第192条第2項</p> <p>市条例第192条第3項</p> <p>市条例第193条 解釈通知第3の8の2(3)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分								
第3 設備に関する基準	<p>った経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業者開設者研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であるか。</p> <p>1 登録定員及び利用定員</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員は29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下となっているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。）を定めているか。</p> <p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="517 799 1068 922"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによっているか。</p> <p>ア 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>イ 宿泊室</p> <p>a 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</p> <p>b 一の宿泊室の床面積は7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>c a及びbを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービ</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>市条例第194条第1項 解釈通知第3の8の3(1)</p> <p>市条例第194条第2項</p> <p>市条例第195条第1項 解釈通知第3の8の3(2)</p> <p>市条例第195条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 4 運 営 に 関 す る 基 準	<p>スの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものであること。</p> <p>d プライバシーが確保された居間について、c の個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。</p> <p>e 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室と兼ねることができること。</p>		
	<p>(3) (1)に規定する設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	市条例第 195 条第 3 項	C
	<p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。</p>	市条例第 195 条第 4 項	C
	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市条例第 31 条に規定する運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	市条例第 202 条 (第 9 条準第 1 項用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(1)準用)	C
	<p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する文書を交付したものとみなす。</p> <p>①電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイル</p>	市条例第 202 条 (第 9 条準第 2 項用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(1)準用)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>に当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2)①から②までに掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。</p> <p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>① (2)①から②までに掲げる方法のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(5) (4)に規定する承諾を得た指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではいないか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>市条例第202条（第9条準第3項用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(1)準用）</p> <p>市条例第202条（第9条準第4項用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(1)準用）</p> <p>市条例第202条（第9条準第5項用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(1)準用）</p> <p>市条例第202条（第10条準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(2)準用）</p> <p>市条例第202条（第11条準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(3)準用）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無並びに要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。</p> <p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>6 心身の状況の把握</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24講に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>7 居宅サービス事業者等との連携</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例第202条（第12条第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(4)①準用）</p> <p>市条例第202条（第12条第2項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(4)準用②）</p> <p>市条例第202条（第13条準用第1項） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(5)①準用）</p> <p>市条例第202条（第13条準用第2項） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(5)②準用）</p> <p>市条例第202条（第87条準用）</p> <p>市条例第202条（第88条第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(1)準用）</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>8 身分を証する書類の携行</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>9 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定看護小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>10 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>市条例第202条(第88条第2項準用)</p> <p>市条例第202条(第88条第3項準用)</p> <p>市条例第202条(第89条準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(2)準用)</p> <p>市条例第202条(第20条第1項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の1の4(11)①準用)</p> <p>市条例第202条(第20条第2項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の1の4(11)②準用)</p> <p>市条例第202条(第90条第1項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(3)①準用)</p> <p>市条例第202条(第90条第2項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(3)①準用)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)、(2)より支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けているか。</p> <p>ア 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、これに要した交通費の額</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ 宿泊に要する費用</p> <p>オ おむつ代</p> <p>カ アからエまでに掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(4) (3)ウ及びエに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとしているか。</p> <p>(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>11 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>12 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、これらの評価結果を公表し、常にその改善を図っているか。</p> <p>13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針</p>	<p>市条例第202条(第90条第3項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(3)②準用)</p> <p>市条例第202条(第90条第4項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(3)②準用)</p> <p>市条例第202条(第90条第5項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(3)①準用)</p> <p>市条例第202条(第22条準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の1の4(13)準用)</p> <p>市条例第196条第1項</p> <p>市条例第196条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>ア 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っているか。</p> <p>イ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。</p> <p>ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>エ 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び目標等を含んだサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っているか。</p> <p>カ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>キ 指定看護小規模多機能型居宅介護を、通いサービスの利用者が登録定員のおおむね3分の1になっている状態が続いていないか。</p> <p>ク 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことを目安に、通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。</p> <p>ケ 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っているか。</p> <p>コ 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応できるよう、新しい技術の研鑽を積むことで適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っているか。</p> <p>サ 特殊な看護等について行っていないか。</p> <p>14 主治の医師との関係</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしているか。</p>	<p>市条例第197条 解釈通知第3の8の4(1)</p> <p>市条例第198条第1項 解釈通知第3の8の4(2)①</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。</p> <p>(4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、(2)、(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>15 居宅サービス計画の作成</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。</p> <p>16 法定代理受領サービスに係る報告</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p> <p>17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> <p>18 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成</p>	<p>市条例第198条第2項 解釈通知第3の8の4(2)②</p> <p>市条例第198条第3項 解釈通知第3の8の4(2)③④</p> <p>市条例第198条第4項 解釈通知第3の8の4(2)⑤</p> <p>市条例第202条(第93条第1項準用) 解釈通知第3の8の4(8)① (第3の4の4(5)準用)</p> <p>市条例第202条(第93条第2項準用) 解釈通知第3の8の4(8)② (第3の4の4(5)準用)</p> <p>市条例第202条(第94条準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(6)準用)</p> <p>市条例第202条(第95条準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(7)準用)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
19 介護等	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（条例第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させているか。	市条例第199条第1項 解釈通知第3の8の4(3)①	B又はC
	(2) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っているか。また、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものであるか。	市条例第199条第2項 解釈通知第3の8の4(3)②	B又はC
	(3) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。	市条例第199条第3項 解釈通知第3の8の4(3)③	B又はC
	(4) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っているか。	市条例第199条第4項 解釈通知第3の8の4(3)④	B又はC
	(5) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	市条例第199条第5項 解釈通知第3の8の4(3)④	B又はC
	(6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	市条例第199条第6項 解釈通知第3の8の4(3)④	B又はC
	(7) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	市条例第199条第7項	B又はC
	(8) (2)から(6)までの規定は、(7)に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用しているか。	市条例第199条第8項	B又はC
	(9) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。	市条例第199条第9項	B又はC
	(10) 18(4)の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用しているか。	市条例第199条第10項	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>20 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>21 利用者に関する市への通知</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>ア 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>市条例第 202 条 (第 97 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (9) ①準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 97 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (9) ②準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 97 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (9) ③準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 98 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (10) ①準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 98 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (10) ②準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 98 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 4 の 4 (10) ③準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 28 条準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4 (17) 準用)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B 又は C</p> <p>B</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>22 緊急時等の対応</p> <p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。</p> <p>23 管理者の責務</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>24 運営規程</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他の運営に関する重要事項 	<p>市条例第200条第1項 解釈通知第3の8の4(4)</p> <p>市条例第200条第2項</p> <p>市条例第202条(第59条の11第1項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の2の2の3(4)準用)</p> <p>市条例第202条(第59条の11第2項準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の2の2の3(4)準用)</p> <p>市条例第202条(第100条準用) 解釈通知第3の8の4(8)(第3の4の4(12)準用)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) (1)ウの営業日は365日と記載しているか。また、訪問サービスは、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載しているか。</p> <p>25 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。また、事業所ごとに原則として、月ごとの勤務表を作成し、看護小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明らかにすること。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>26 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(12)①準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の13第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(6)①準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の13第2項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(6)②準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の13第3項準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の13第4項準用）</p> <p>市条例第202条（第32条の2第1項準用） 解釈通知第3の8の4(4)</p> <p>市条例第202条（第32条の2第2項準用） 解釈通知第3の8の4(4)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>27 定員の遵守</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはいないか。ただし、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、やむを得ず、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、やむを得ず、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(3) 第1項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(4) 第1項の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認める場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認める場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>28 非常災害対策</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>29 協力医療機関等</p>	<p>市条例第202条（第32条の2第3項準用） 解釈通知第3の8の4(4)</p> <p>市条例第202条（第101条準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(13)準用）</p> <p>市条例第202条（第102条第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(14)準用）</p> <p>市条例第202条（第102条第2項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(14)準用）</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p> <p>30 衛生管理等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>31 掲示</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の見やすい場所に、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>32 秘密保持等</p>	<p>市条例第202条（第103条第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(15)①準用）</p> <p>市条例第202条（第103条第2項準用）</p> <p>市条例第202条（第103条第3項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(15)②準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の16第1項準用） 解釈通知第3の8の4(5)</p> <p>市条例第202条（第59条の16第2項準用） 解釈通知第3の8の4(5)</p> <p>市条例第202条（第34条第1項準用）</p> <p>市条例第202条（第34条第2項準用）</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>33 広告</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはいないか。</p> <p>34 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p> <p>35 苦情処理</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>市条例第 202 条 (第 35 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(23)①準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 35 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(23)②準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 35 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(23)③準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 36 条準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 37 条準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(24)準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 38 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(25)①準用)</p> <p>市条例第 202 条 (第 38 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4(25)②準用)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しているか。</p> <p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>36 調査への協力等</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>37 地域との連携等</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>市条例第202条（第38条第3項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(25)③準用）</p> <p>市条例第202条（第38条第4項準用）</p> <p>市条例第202条（第38条第5項準用）</p> <p>市条例第202条（第38条第6項準用）</p> <p>市条例第202条（第38条第7項準用）</p> <p>市条例第202条（第104条準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(16)準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の17第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(9)①準用）</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>38 居住機能を担う併設施設等への入居</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が条例第82条第6項に規定する施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にこれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>39 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>40 虐待の防止</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>市条例第202条（第59条の17第2項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(9)②準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の17第3項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(9)③準用）</p> <p>市条例第202条（第59条の17第4項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の2の2の3(9)④準用）</p> <p>市条例第202条（第106条準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の4の4(16)準用）</p> <p>市条例第202条（第40条第1項準用） 解釈通知第3の8の4(8)（第3の1の4(27)準用）</p> <p>市条例第202条（第40条第2項準用）</p> <p>市条例第202条（第40条の2準用） 解釈通知第3の8の4(6)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 5 変 更 の 届 出 等	<p>② 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>		
	<p>41 会計の区分</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	市条例第 202 条 (第 41 条準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(8) (第 3 の 1 の 4 (28) 準用)	B 又は C
	<p>42 記録の整備</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p> <p>① 居宅サービス計画</p> <p>② 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>③ 市条例第 197 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 市条例第 198 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>⑤ 市条例第 199 条第 9 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>⑥ 市条例第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>⑦ 市条例第 28 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>⑧ 市条例第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑨ 市条例第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑩ 市条例第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	市条例第 202 条 (第 107 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 8 の 4(7)	B 又は C
<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p>	法第 78 条の 5 第 1 項	B 又は C	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第6 介護給付費の算定及び取扱い	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第75条第2項	B又はC
	1 基本的事項 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第42条の2第2項第3号報酬告示の一	C
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	報酬告示の二	C
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	報酬告示の三	C
	2 基本報酬の算定について (1) 看護小規模多機能型居宅介護費は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定しているか。これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日としているか。また、「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日としているか。制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ではあるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通りサービス等の回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けているか。 (2) 事業所と構造上又は外形上一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指す同一建物に居住する利用者に対して、所定単位数を算定しているか。	報酬告示別表8注1 留意事項第2の9(1)（第2の5(1)準用)	C
3 短期利用居宅介護費 (1) 短期利用居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	報酬告示別表8注3 留意事項第2の9(2)（第2の5(2)①準用)	C	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ただし、登録者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。</p> <p>ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。</p> <p>ニ 指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>ホ 当該看護小規模多機能型居宅介護事業所が看護小規模多機能型居宅介護費の注4〔サービス提供が過少である場合の減算〕を算定していないこと。</p> <p>(2) 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。 (短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式) 当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録定員(少数点第1位以下四捨五入) 例えば、宿泊室の数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合は、$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。</p> <p>4 サービスが過少である場合の減算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数（暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定する）が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位を算定しているか。</p> <p>イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。</p>	<p>平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」十一</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十四</p> <p>留意事項第2の9(2)（第2の5(2)②準用）</p> <p>報酬告示別表8注4 留意事項第2の9(3)</p>	<p></p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ロ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護も含まれるものとする。</p> <p>ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。</p> <p>5 サテライト体制未整備減算</p> <p>サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（条例第191条第8項に規定するサテライト看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において訪問介護体制減算における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>6 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 中山間地域等に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、看護小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 通常の事業の実施地域を超えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を実施した場合の加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（条例第202条で準用する第11条に規定する通常の事業の</p>	<p>報酬告示別表8注5 留意事項第2の9(4)</p> <p>報酬告示別表8注6 留意事項第2の9(5) 平成24年厚生労働省告示第120号「厚生労働大臣が定める地域」</p> <p>報酬告示別表8注7 留意事項第2の9(6) 平成21年厚生労働省告示第83号「厚生労働大臣が定める地域」一</p> <p>報酬告示別表8注8 平21厚労告83の2 留意事項第2の9(7)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>実施地域をいう。)を超えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>9 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護等を受けている場合について</p> <p>登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は、算定していないか。</p> <p>10 登録者が当該事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合について</p> <p>登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費は、算定していないか。</p> <p>11 訪問看護体制減算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者（複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下同じ。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。</p> <p>12 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について①</p>	<p>報酬告示別表8注9</p> <p>報酬告示別表8注10</p> <p>報酬告示別表8注11 留意事項第2の9(8)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十五</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>13 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について②</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主事の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問介護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>14 初期加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も同様とする。</p> <p>15 認知症加算</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 認知症加算 (Ⅰ) 800単位 (2) 認知症加算 (Ⅱ) 500単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める登録者】</p> <p>イ 認知症加算 (Ⅰ) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>ロ 認知症加算 (Ⅱ) 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの</p> <p>16 認知症行動・心理症状緊急対応加算</p>	<p>報酬告示別表8注12 留意事項第2の9(9)及び(10) 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十一</p> <p>報酬告示別表8注13 留意事項第2の9(9)及び(10)</p> <p>報酬告示別表8ハ注</p> <p>報酬告示別表8ニ注 留意事項第2の9(12) (第2の5(7)準用)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十二</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>短期利用居宅介護費を算定する場合において、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>17 若年性認知症利用者受入加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。</p> <p>18 栄養アセスメント加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 通所介護費等算定方法第1号、第2号、第5号の2、第6号、第11号、第16号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>報酬告示別表8ホ注 留意事項第2の9(13)（第2の5(8)準用）</p> <p>報酬告示別表8へ注 留意事項第2の9(14)（第3の2(14)準用）</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十八</p> <p>報酬告示別表8ト注 留意事項第2の9(15)（第3の2(15)準用）</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十八の二 平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>18 栄養改善加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、3月以内の機会に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>⑤ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>19 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次日課上げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 ② 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p>	<p>者等の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」</p> <p>報酬告示別表8千注 留意事項第2の9(16)（第3の2(16)準用）</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十九 平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」</p> <p>報酬告示別表8リ注 留意事項第2の9(17) （第3の2(17)準用）</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
20 口腔機能向上加算	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員提供していること。</p> <p>③ 通所介護費等算定方法第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 11 号及び第 20 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p> a 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p> b 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p> a イ①及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p> b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p> c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p> a イ②及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p> b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p> c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月あること。</p>	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」十九の二	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能能向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行う事が必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>① 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 ② 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ⑤ 通所介護費等算定方法第11号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 利用者ごとの口腔機能改善指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>21 退院時共同指導加算</p> <p>病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要</p>	<p>報酬告示別表8ヌ注 留意事項第2の9(18)（第3の2(18)準用）</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十五の二（二十準用）</p> <p>報酬告示別表8ル注 留意事項第2の9(19)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める状態】 次のいずれかに該当する状態</p> <p>イ 以下診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ロ 以下診療報酬点数表に掲げる在宅事故腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅事故導尿管管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人口暴行を設置している状態</p> <p>ニ 真皮を超える褥瘡の状態</p> <p>ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p> <p>22 緊急時訪問看護加算</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>23 特別管理加算</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十三</p> <p>報酬告示別表8の7注留意事項第2の5(20)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十六</p> <p>報酬告示別表8の7注留意事項第2の9(21)</p>	<p></p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>イ 特別管理加算（Ⅰ） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p> <p>ロ 特別管理加算（Ⅱ） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ又はホに規定する状態のある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p> <p>24 ターミナルケア加算</p> <p>在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に該当利用者末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問介護を行っている場合に有っては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</p> <p>ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。</p> <p>ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める状態】</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>ロ 急性憎悪その他該当利用者の自主時の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p> <p>25 看護体制強化加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十四</p> <p>報酬告示別表8カ注 留意事項第2の9(22)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十七</p> <p>平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十五</p>	C

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	<p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 看護体制強化加算（Ⅰ） 3,000 単位 (2) 看護体制強化加算（Ⅱ） 2,500 単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ 看護体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 算定日が属する月の前 3 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 100 分の 80 以上であること。 ② 算定日が属する月の前 3 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 ③ 算定日が属する月の前 3 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 ④ 算定日が属する月の前 12 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（複合型サービス費のヌの加算をいう。）を算定した利用者が 1 名以上であること。 ⑤ 登録特定行為事業者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 2 項において準用する同法第 19 条に規定する登録行為事業者をいう。）又は登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 6 に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。）として届出がなされていること。 ロ 看護体制強化加算（Ⅱ） イ①から③までに掲げる基準のすべてに適合すること。</p> <p>26 訪問体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>報酬告示別表 8 ヲ注 留意事項第 2 の 9(23)</p> <p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」七十八</p> <p>報酬告示別表 5 タ注 留意事項第 2 の 9(24)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス（条例第 191 条第 1 項に規定する訪問サービスをいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を 2 名以上配置していること。</p> <p>ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が 1 月当たり 200 回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に集合住宅（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち複合型サービス費のイ（1）を算定する者の占める割合が 100 分の 50 以上であって、かつ、イ（1）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が 1 月当たり 200 回以上であること。</p> <p>27 総合マネジメント体制強化加算</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>28 褥瘡マネジメント加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 褥瘡マネジメント加算（I） 3 単位</p>	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」七十八の二</p> <p>報酬告示別表 5 レ注 留意事項第 2 の 9(25)</p> <p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」七十九</p> <p>報酬告示別表 5 ソ注 留意事項第 2 の 9(26)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>② 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</p> <p>③ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。</p> <p>④ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p> <p>ロ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② イ①の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について褥瘡の発生のないこと。</p> <p>29 排せつ支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 ② 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 ③ 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ 排せつ支援加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たっ</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の二</p> <p>報酬告示別表5ツ注 留意事項第2の9(27)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」七十一の三</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>て、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>② ①の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。</p> <p>③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。</p> <p>ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>a イ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。</p> <p>b イ①の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。</p> <p>ハ 排せつ支援加算(Ⅲ) イ①から③まで並びにロ②a及びbに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>30 科学的介護推進体制加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>② 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>31 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、看護小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>報酬告示別表5ネ注 留意事項第2の9(28)(第3の2(19)準用)</p> <p>報酬告示別表5ツ注 留意事項第2の9(29)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護費を算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 750 単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 640 単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 350 単位</p> <p>(2) 短期利用居宅介護費を算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 25 単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 21 単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 12 単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>次のいずれにも適合すること</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。</p> <p>③ 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(c 看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>b 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 当該事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>② イ①、②及び④に該当すること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>c 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>② イ①、②及び④に該当すること。</p> <p>32 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から23までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から23までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>33 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から23までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から23までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	<p>報酬告示別表5のラ注 留意事項第2の9(30) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十一</p> <p>報酬告示別表5のム注 留意事項第2の9(31) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十一の二</p>	<p>C</p> <p>C</p>